



# 経理の窓 8月号

平成24年8月1日号

連日厳しい暑さが続いています。くれぐれもお体大切に、お過ごしください。

## 今月の税務

法人 : 6月決算法人の確定申告と納付  
個人 : 市・県民税の第2期分の納付  
個人事業税の第1期分の納付

## 復興特別所得税の創設等

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（復興財源確保法）が平成23年12月2日に公布されました。この復興財源確保法により「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設されました。

復興特別所得税の概要について、まとめます。

### ◆復興特別所得税

- (1) 基準所得税額に対して2.1%の時限的な付加税の創設。
- (2) 25年間（平成25年1月1日から平成49年12月31日まで）の措置。
- (3) 納税義務者・源泉徴収義務者は、所得税の納税義務者・源泉徴収義務者と同じ。

### ◆基準所得税額

納税義務者の区分		基準所得税額
個人 住 者	居 非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税の額
	住 非永住者	国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払いのもの 又は国内に送金されたものに対する所得税の額
	非居住者	国内源泉所得に対する所得税の額
法 人	内国法人	利子等及び配当等などに対する所得税の額
	外国法人	国内源泉所得のうち利子及び配当等に対する所得税の額

### ◆復興特別所得税額の計算

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

### ◆確定申告

平成25年から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税と復興特別所得税を併せて申告することになります。（1枚の申告書で申告します。）

・ **予定納税** 平成25年から平成49年までの各年分において、予定納税基準額が15万円以上の方は、所得税及び復興特別所得税の予定納税をすることになります。

## ◆所得税及び復興所得税の納付

所得税及び復興特別所得税の申告書を提出した方は、その申告書の提出期限までに、その申告書に記載した納付すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を納付することになります。（所得税及び復興特別所得税額は、まとめて納付することになります。）

## ◆源泉徴収と年末調整

### ・源泉徴収

源泉徴収義務者は、給与その他源泉徴収をすべき所得を支払う際、その所得について所得税及び復興特別所得税を徴収し、その法定期限までに、これを納付することになります。

給与等 ～ 平成25年1月以降分の源泉徴収税額表により徴収します。

報酬等 ～ （例）税理士の報酬月額（税抜）×（10%+2.1%）

### ・年末調整

所得税の年末調整をする源泉徴収義務者は、平成25年から平成49年までの各年分において、所得税及び復興特別所得税の年末調整を併せて行うことになります。

## ◆個人住民税

平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税（均等割）の税率が、年額1,000円引き上げられ、年額5,000円になります。（平成25年度までは、4,000円）

---

## ●平成24年1月1日以後に受けるべき通勤手当について、自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額が変わっています。

通勤手当の金額が、運賃相当額が距離比例額を超える場合に、運賃相当額までが非課税とされる措置が廃止されました。距離比例額を超える金額については、所得税の課税の対象になります。

この改正は、平成24年1月1日以後受けるべき通勤手当について適用されています。

ポイント 通勤手当は、通常の給与に加算して支給します。通勤の距離や経路を考慮しない一律概算支給は、非課税の通勤手当としては、認められません。

（平成23年9月号より一部抜粋）

